平成２２年（フ）第４５号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地115
債務者　松永　隆志
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第４７号
徳島県阿南市内原町かま志やう20番地
債務者　乾　　一美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第４９号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地125　市営22―２、住民票上の住所徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地125
債務者　森田　照幸
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第５０号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地125　市営22―２、住民票上の住所徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地125
債務者　森田　　礼
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３４１号
愛媛県喜多郡内子町中川3870番地
債務者　西岡嘉珠美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９号
愛媛県新居浜市船木甲2429番地の20
債務者　塩崎由紀子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１０号
愛媛県新居浜市中村４丁目３番24号
債務者　阿部八重子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１３号
愛媛県新居浜市河内町13番29号
債務者　岡田　政子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１７号
愛媛県新居浜市阿島３丁目５番39号
債務者　近藤　圭子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３０号
愛媛県西条市明神木182番地44
債務者　赤鹿ゆかり
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３１号
愛媛県新居浜市萩生2765番地の33
債務者　高橋　耕一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３６号
愛媛県新居浜市中筋町２丁目４番37号、前住所愛媛県新居浜市新田町２丁目13番20号
債務者　渡邉　真喜（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３８号
愛媛県四国中央市寒川町2250番地の６
債務者　十川　展之
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３９号
愛媛県四国中央市妻鳥町1279番地１　コーポ・ナカムラ102号
債務者　竹内修次郎
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１４１号
愛媛県四国中央市三島宮川３丁目８番15号　シャルマンＳ―203号
債務者　窪田　元気
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１４３号
愛媛県新居浜市黒島２丁目９番24号
債務者　荒木　　寛
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１４４号
愛媛県新居浜市磯浦町13番113号
債務者　永易　道彦
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部